

I 確認事項

- 1 7-1 市民参画の対象 (4)「公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定または変更」について「公共の用に供される大規模な施設」に改める
- 2 定義に「この条例において使用する用語の意義は、北本市自治基本条例に規定する用語の意義による」を追加する
- 3 目的に「パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定める」ことを追加記載する（ただし、パブリック・コメント手続を市民参画推進条例に位置づける場合）
- 4 マッチングルールとの整合を図るため、市民登録制度（市民参画推進員制度）と市民政策提案制度は参画の方法から除外し、別々に単独で規定する
- 5 8 参画の方法(8)その他の効果的な方法は、参画の方法から除外する

Ⅱ 検討事項

- 1 審議会の公募委員の割合について、条例に位置づけるべきか否か
他市の事例
 - ・久喜市、小金井市 30%以上
 - ・大和市 3分の1以上
 - ・19市 公募の委員の割合、委員の年齢構成、男女比、兼職、在籍年数に配慮して委員を選任すると規定

- 2 パブリック・コメント手続について、市民参画推進条例に位置づけるべきか、単独条例とすべきか

- 3 市民登録制度（市民参画推進員制度）は制度を導入する意義が分からない。労力を使う割に効果が薄いのではないか